

災害弔慰金

制度の名称	支給の内容	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
災害弔慰金	生計維持していた方が死亡した場合 500万円 その他の方が死亡した場合 250万円	震災により死亡した方（行方不明者を含む）で、被災時に石巻市に住所を有していた方のご遺族 支給の範囲・順位 (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 ※行方不明者については、被災日から3カ月間行方不明の場合に対象となります。	①死亡診断書(検案書)等の写し ②支給対象者の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証等) ③支給対象者の戸籍謄本 ④振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)	市役所3階多目的ホール 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所 受付時間 午前9時～ 午後4時30分 ☎ 福祉総務課

▲災害弔慰金について知らせる市報いしのまき記事

災害障害見舞金

制度の名称	支給の内容	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
災害障害見舞金	・生計維持が重度の障害を受けた場合 250万円 ・その他の方が重度の障害を受けた場合 125万円	被災当時、石巻市内に住所を有し、災害により下記に掲げる障害を受けた方 ①両目が失明した方 ②咀嚼及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢のひじ関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前1～8号と同程度以上と認められる方	①災害障害見舞金支給調査票 ②診断書(指定様式・指定医の記入が必要です。) ※調査票・診断書用紙は福祉総務課・各総合支所・各支所にあります。 ※指定医については、お問い合わせください。 ③振込口座の通帳の写し(口座名義、銀行名、預金種目、口座番号の記載があるもの) ◆被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。	市役所2階福祉総務課 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所 受付時間 午前9時～ 午後4時30分 ☎ 福祉総務課

▲災害障害見舞金について知らせる市報いしのまき記事

7. 被災者支援（住宅再建支援）

住宅の再建は、喫緊の課題であり、被災者生活再建支援制度および東日本大震災被災者住宅再建事業が設けられ、住宅の再建にあたり、支援が行われている。

被災者生活再建支援制度では、最大300万円、東日本大震災被災者住宅再建事業では利子補給補助で最大444万円が補助されている。

また復興公営住宅への引越についても定額10万円の補助金を交付し被災者の住まいの再建を支援している。

生活支援

制度の名称	支給の内容	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
被災者生活再建支援制度	住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。 (1)基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金） ・全壊 100万円（75万円） ・解体 100万円（75万円） ・大規模半壊 50万円（37.5万円） (2)加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金） ・建設、購入 200万円（150万円） ・補修 100万円（75万円） ・賃借（公営住宅以外）50万円（37.5万円） ※（ ）内の金額 世帯人数が1人の場合の金額。		(1)基礎支援金 ①り災証明書 ②預金通帳の写し（申請者（世帯主）の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの） ③「半壊」または「大規模半壊」の「り災証明」を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」 (2)加算支援金 上記の必要書類のほかに、住宅を建設、購入、賃借および補修するときの契約書等の写し	市役所 3階多目的ホール 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所 受付時間 午前9時～ 午後4時30分 ☎ 福祉総務課
制度の名称	支給の内容	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
住宅の応急修理制度	応急的な住宅の修理を支援する制度です。 ・一世帯当たりの限度額 52万円 ・同一世帯（1戸）に2つ以上の世帯が居住している場合でも、一世帯当たりの限度額（52万円）以内となります。	以下の全ての要件を満たす方（世帯） (1)大規模半壊または半壊の被害を受けたこと（り災証明書が必要） なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象です。 (2)応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること (3)応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと ※半壊もしくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方については、平成21年の世帯収入の制限があります。ただし、大規模半壊または全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。	①り災証明書 ②住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる石巻市が発行する証明書類 ③世帯の平成21年の総所得金額が確認できる石巻市が発行する証明書類 ④要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類 ※②・③の書類については、建築指導室より担当課へ照会します。	市役所 5階建築指導室 受付時間 午前9時～ 午後4時30分 ☎ 建築課建築指導室

▲生活再建（住宅再建）を知らせる市報いしのまき記事

震災復興情報



復興公営住宅等移転(引っ越し)補助金についてのお知らせ

復興公営住宅等移転補助金とは?

応急仮設住宅等(みなしを含む。以下同じ)から市内の復興公営住宅その他の公営住宅(以下「復興公営住宅等」という)、市内の民間賃貸住宅等へ移転(引っ越し)、応急仮設住宅等の退去(明け渡し)の手続きが完了した場合に補助金(定額10万円)を交付します。



補助金交付対象者(原則として世帯主)

〈次のいずれも満たす方〉

- ①半壊以上の判定を受けた被災者(東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、り災証明書により被害を公的に証明された方)
- ②応急仮設住宅等に入居していた世帯(応急仮設住宅等における生活実態がない場合を除く)
- ③応急仮設住宅等から市内の復興公営住宅等、または市内の民間賃貸住宅等に移転した世帯
- ④応急仮設住宅等の退去(明け渡し)の手続きが完了している世帯

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・ 応急仮設住宅等から持ち家に移転した世帯
- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金の交付対象世帯
- ・ 防災集団移転促進事業に係る補助金の交付対象世帯
- ・ 東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の交付または交付決定を受けている世帯
- ・ 東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金の交付または交付決定を受けている世帯
- ・ 生活保護受給世帯
- ・ 市税等に滞納がある世帯
- ・ 暴力団員等がいた世帯
- ・ 他の地方公共団体による同様の補助金の交付対象世帯
- ・ 市外へ移転したまたは移転しようとする世帯

※被災時住所が災害危険区域内の方で、今後引っ越しを予定されている方については、がけ地近接等危険住宅移転事業または防災集団移転促進事業の対象となりますので、まずは集団移転推進課にご相談ください。

補助金額 10万円 ※1世帯につき1回限りの定額補助となります。

補助金交付申請 (要電話予約)

申請等に必要な書類等

- ・ 補助金交付申請書
- ・ り災証明書(写し)
- ・ 住民票(世帯全員分で統病が記載されたもの)
- ・ 応急仮設住宅等からの移転先の入居に関する契約書(写し)
※申請の際は契約書(原本)を持参してください。
- ・ 移転完了報告書
- ・ 補助金請求書
- ・ 振込口座の預金通帳
- ・ 印かん(ゴム印・スタンプ印は不可)
- ・ 本人確認書類(運転免許証、パスポート、住基カード等)
- ・ その他必要な書類

申請書等は生活再建支援課および各総合支所保健福祉課窓口で配布しています。またホームページからもダウンロードできます。

☎生活再建支援課(内線4761~4768)
各総合支所保健福祉課

住宅再建事業補助金を増額します

市では、東日本大震災で被災した住宅の再建に向けて、被災者が市内に住宅を建設した場合等に補助金を交付する「東日本大震災被災者住宅再建事業」を行っています。

最近の住宅再建状況を踏まえ、市内への定住をさらに促進するため、4月から事業内容を拡充します。

- 拡充内容1 建設・購入「利子補助補助」の上限額を300万円から444万円に拡大
- 拡充内容2 建設・購入「取得費用補助」の上限額を150万円から250万円に拡大
- 拡充内容3 建設・購入「かさ上げ補助」の補助率を対象経費の2分の1から対象経費の全部に拡大
- 拡充内容4 補修「補修費用補助」の補助率を対象経費の2分の1から対象経費の全部に拡大

新しい被災者住宅再建事業



申請方法

●すでに補助金の交付を受けている方

すでに石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の交付を受け、事業拡充により補助金額が変更になる方には、増額分の補助金を交付します。補助金の交付には、再度、申請手続が必要となりますが、対象となる方々には、申請方法等について4月中旬に個別にお知らせしますので、通知の内容を確認してください。

なお、申請は郵便申請となりますが、窓口での申請が必要な場合は、あらかじめ電話で申請日時を予約してください。

●これから手続きをされる方

申請方法はこれまでと同様に予約制です。なお、事業対象および申請書類等は、ホームページで確認いただくかお問い合わせください。

申請受付

- ・ 予約開始日 4月16日(木)
- ・ 受付開始日 4月23日(木)
- ・ 受付時間 午前9時~午後4時(土日・祝日を除く)
- ・ 受付場所 市役所3階生活再建支援課(36番窓口)
- ・ 申請期限 平成33年3月31日

☎生活再建支援課(内線4762~4764)

▲復興公営住宅への引越、住宅再建事業補助金についてを知らせる市報いしのまき記事